

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

処分庁 西宮市福祉事務所長

審査請求人が、平成30年7月19日付けで提起した処分庁による生活保護費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

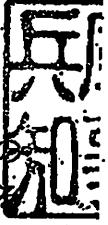
事案の概要

- 1 審査請求人は、平成16年11月1日から、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護を受けている。
- 2 審査請求人は、平成26年10月22日から同月27日のツアーに申し込み、バリ島へ渡航した。
- 3 同年11月21日、審査請求人は帰国した。
- 4 同年12月2日、処分庁は審査請求人の渡航費について、117,940円であることを確認した。
- 5 平成28年8月2日、処分庁は、渡航費用117,940円について、収入認定を行い、保護費変更決定を行った。
- 6 平成30年5月8日、処分庁は、上記5の変更決定を取消した上で、本件処分を行い、同日付けで審査請求人に通知した。
- 7 同年7月19日、審査請求人は、審査庁（兵庫県知事）に対し、本件処分の取消しを求める旨の審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

海外渡航費は預貯金でなく、クレジットで払った。海外渡航目的は、遊興目的ではなく逃亡及び仕事のためであり、本件処分の取消しを求める。



2. 処分庁の主張

審査請求人の海外渡航期間が2週間以上であり、かつ目的が収入認定しない場合の取扱いとして限定列挙されている3項目にも該当しないため、海外渡航費用である117,940円について、法第63条に基づく返還決定を行ったことは、妥当であり、本件審査請求の棄却を求める。

理 由

1. 本件に係る法令等の規定について

(1) 生活保護は、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とされており（法第8条第1項）、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」とされている（同条第2項）。

また、同条第1項に規定する基準は、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号。本件処分時の最終改正：平成30年3月30日厚生労働省告示167号。以下「保護の基準」という。）によって定められている。

これは、生活保護制度により保障されるべき最低限度の生活水準は、保護の基準によって算定される最低生活費の認定によって具体化されるものであり、保護の要否及び程度は、保護の基準によって算定された需要と要保護者世帯の収入とを比較し、その収入で充足することのできない不足分について決定されることを定めているものである。

(2) 法による保護の実施に係る事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であり（法第84条の5、別表第3）、地方自治法第245条の9第1項及び第3項に基づく処理基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。本件処分時の最終改正：平成30年3月30日付け厚生労働省発社援0330第2号。以下「次官通知」という。）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。本件処分時の最終改正：平成30年4月10日付け社援発0410第9号。以下「局長通知」という。）、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。本件処分時の最終改正：平成30年3月30日付け社援発0330第6号。以下「課長通知」という。）が定められており、法第25条第2項に基づく保護の変更に係る事務も、これらの通知（以下、これらの通知をまとめて「処理基準」という。）によるものとされている。

(3) 最低生活費については、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別等による一般的な需要に基づくほか、健康状態等によるその個人又は世帯の特別の需要の相違並びにこれらの需要の継続性又は臨時性を考慮して認定すること」とされている（次官通知第7）。



(4) 海外渡航費用については、「当該被保護者は渡航費用を支出できるだけの額の、本来その最低生活の維持のために活用すべき金銭を有していたことから、当該渡航費用のための金銭は収入認定の対象となるものである。したがって、それが単なる遊興を目的とした海外旅行等に充てられた場合には、その交通費及び宿泊費に充てられる額について収入認定を行うこととされたい。ただし、この場合、個々の世帯の状況等を勘案し、当該渡航期間中の基準生活費及び加算に相当する額を超える額については、収入認定しないものとして差し支えない。」

また、次のような目的で概ね 2 週間以内の期間で海外へ渡航する場合には、その使途が必ずしも生活保護の趣旨目的に反するものとは認められないことから、保護費のやりくりによる預貯金等で賄う場合には、本通知第 3 の 18.により、他からの援助等で賄う場合には次官通知第 8 の 3 の (3) のエに該当するものとして、差し支えないとされている。(課長通知第 10 の 19.)

(5) 費用返還義務については、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」とされている(法第 63 条)。

2 本件処分の妥当性

(1) 上記 1 (4) によると、被保護者が海外に渡航した場合、例外的な場合を除き、当該渡航費用のための金銭は収入認定の対象となるものとされている。今回の渡航は、概ね 2 週間以内ではなく、親族の冠婚葬祭等を目的とするものでもないことから、「単なる遊興を目的とした海外旅行等」に該当し、交通費及び宿泊費に充てられる額については収入認定することとされている。

(2) 上記 1 (4) のただし書きにおいて、「個々の世帯の状況等を勘案し、当該渡航期間中の基準生活費及び加算に相当する額を超える額については、収入認定しないものとして差し支えない。」とされている。

処分庁から提出のあった変更決定調書によると、平成 26 年 10 月及び同年 11 月の基準生活費は 81,440 円、障害者加算は 17,820 円であり、合計は 99,260 円である。渡航期間は平成 26 年 10 月 22 日から同年 11 月 21 日までの 1 ヶ月であることから、渡航期間中の基準生活費及び加算に相当する額は 99,260 円である。

交通費及び宿泊費に充てられる額 117,940 円が渡航期間中の基準生活費及び加算に相当する額 99,260 円を超えるにもかかわらず、処分庁は、渡航期間中の基準生活費及び加算に相当する額を超える額について、収入認定しないものとするかについて、検討した記録はない。

(3) 以上のとおり、本件処分は、その手続において法令に違反するものであると言わざるを得ない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第 46 条第 1

項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元

